舷　想

第30号

海事代理士の日
6月1日

一般社団法人　日本海事代理士会

目　　次

１．巻頭言	・・・・・・	1
２．本部活動報告	・・・・・・	2
３．事務局からご報告	・・・・・・	9
４．（お知らせ） 海技試験申請書等の頒布取扱い終了について	・・・・・・	10
５．委員会だより	・・・・・・	11
６．業務情報－専門委員会各部より	・・・・・・	16
７．支部だより ・各支部活動報告その他 ・関東支部の紹介 ・九州支部の紹介	・・・・・・	22
８．会員の声	・・・・・・	33
９．海政連だより	・・・・・・	42
10．会員動向	・・・・・・	45
11．発行図書一覧	・・・・・・	46

＜お知らせ＞

「舷想」の発行方法が変わります

「舷想」の冊子（紙媒体）による発行は、今号（第30号）で終了し、
第31号　（令和6年4月発行予定）からは、会員ウェブサイトへの
掲載による発行に変更となりますのでお知らせいたします。

令和5年6月の総会での決議を受け、現在執行部では経費節減に努めています。その一環として、印刷及び発送経費の削減のため、会員ウェブサイトへの掲載による発行方法に移行することを決定しました。

今後は、舷想が発行されると広報委員会から会員ウェブサイト掲載完了のお知らせをいたします。お知らせがありましたら、会員ウェブサイトにアクセスし、各自ダウンロードしてください。

ウェブサイトへの掲載による発行方法の変更により、紙媒体での印刷ページの制限等がなくなり、よりフレキシブルな紙面づくりができると考えております。

皆様には、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

会員ウェブサイト　https://jmpcaa.org/company/login

会報誌は、『書庫　→　広報誌』に掲載しています

巻　頭　言

会長　小　田　啓　太

平素より当会活動にご理解とご協力を賜り、有難うございます。

まず、先の総会に上程させていただいた「入会金および会費の増額」につき可決ご承認賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。

これからも経費節減に努め、外部委託事業など収益性も視野に健全で安定的な会務運営に向け注力して参る所存です。

ご承知のとおり、令和３年５月に公布された「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（通称「海事産業強化法」）では、海事産業基盤強化を目的に、まず造船分野における事業基盤強化計画と海運分野における特定船舶導入計画認定制度が同年施行されました。

そして令和４年４月には、船員・内航海運関係部分として、船員法では、「船員の働き方改革」の実現に向け、労務管理責任者制度など船員労務管理のあり方が改正され、内航海運業法では、内航船舶管理業を新たな内航海運業の形態に位置付けるとともに、取引環境改善を目的とした契約書面の交付の義務化や船員法改正と連動した船員の過労防止措置等に運送人や荷主も関与する改正も行われました。

また、同年４月に発生した知床観光船事故を契機として、旅客運送における安全確保に向けた制度の見直しが行われ、無線施設としての携帯電話の除外、発効前点検時の甲板上開口部閉鎖確認（記録）や水温が低い区域における改良型救命いかだの設置義務化など、数々の安全対策が事故調査委員会により提言されました。

これを受け、船舶検査や海上運送法など既に一部改正施行されたものもありますが、海上運送法の例を挙げると、安全統括管理者や運航管理者に対する資格者証制度の創設、旅客不定期航路事業の更新制度、事業分類の整理（貨客定期航路事業、貨物専用不定期航路事業など）や一般不定期航路事業の登録制移行など、来年以降順次改正施行されるものもあります。

他にも、シップリサイクル条約（通称）の令和７年６月 26 日発効が確定しましたので、シップリサイクル法（通称）に基づくインベントリに関する相談等が活性化することも予想されます。

さらに当会では、海事局が計画している旅客船事業者に対するコンプライアンス認証事業に参画することを表明しており、海事局との調整も進めて参ります。

これら法改正については、引続き専門委員会を中心に関係情報を入手整理し、認証事業につきましても概要が固まり次第、会員の皆様に情報を提供いたします。

いつまで続くのかと思われた暑さも和らぎ、気付けば秋の風を感じるようになりました。第５類に移行したとはいえ、新型コロナへの不安が解消されたわけではありませんし、インフルエンザも心配な季節が訪れます。

皆様におかれましては、健康にご留意されますとともに引き続き会務へのご協力をお願いして、私の巻頭言といたします。

舷想は会員限定の広報誌です
続きはこちら

https://jmpcaa.org/company/

海事代理士の日
6月1日